

## 返戻金について

アールアドバンス株式会社

許可番号 40-ユ-300763

当社の紹介によって採用された求職者が、入社後短期間で自己都合により退職された場合、求人者から受領した手数料を一定料率で返金する旨の制度を設けております。詳細につきましては、以下の通りです。

求職者が入社後退職（論旨退職を含む。）若しくは懲戒解雇された場合には、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻します。

1 ヲ月未満で退職した場合      30%に相当する額

3 ヲ月未満で退職した場合      10%に相当する額

※なお上記返戻金規定は求人者と合議のもと契約毎に決定する。

以上